

○債務整理事件の処理に関する指針

(目 的)

第1条 この指針は、債務整理事件処理の目的が債務者の経済的更生にあることに鑑み、債務整理事件における司法書士の不適切な事件処理を防止するため、債務整理事件の処理にあたり配慮すべきと思料される事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 この指針において「債務整理事件」とは、金融業者に対して債務を負担する者から受任する任意整理事件（過払金返還請求をする場合を含む）、特定調停事件、破産申立事件、民事再生事件及びこれらに類する事件をいう。

(面 談)

第3条 債務整理事件の受任及び事件処理にあたっては、依頼者又はその法定代理人（以下、「依頼者」という）と直接面談して行うものとする。ただし、次に掲げる等面談しない合理的理由が存在し、面談以外の方法によって依頼者の本人確認及びその意向が確認できる場合はこの限りでない。

- (1) 従前から依頼者と面識があり、すでに信頼関係が構築されている等直接面談を行った上で受任する必要が乏しいと認められる場合。
- (2) 直接面談を行っていない保証人からの依頼を、主たる債務者とともに受け、かつ、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要がある等直接面談を行う前に受任する必要性及び相当性が認められる場合
- (3) 依頼者が離島などの司法過疎地に居住する場合で、債権者の厳しい取り立てを速やかに中止させる必要がある場合

2 面談においては、負債の状況、資産及び収入の状況並びに生活の状況等の現状を具体的に聴き取り、依頼者の置かれた状況を十分に把握したうえで、債務整理事件処理の見通しを説明するものとする。

(依頼の趣旨の尊重)

第4条 債務整理事件の受任及び事件処理にあたっては、依頼者の意向を十分に聴き取り、依頼者が適切に手続を選択できるよう各手続の内容をできるだけわかりやすく説明し、依頼者の自己決定権を尊重しなければならない。

- 2 依頼者の意向に添う処理が困難と思われる場合には、依頼者の理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。
- 3 丁寧に説明を行っても依頼者の理解が得られず、依頼者の意向に沿った処理を行う場合には、第7条に規定する「不利益の説明」を行うものとする。

(業務範囲の説明)

第5条 依頼者から債務整理事件を受任するに際しては、簡裁訴訟代理等関係業務及び裁判書類作成関係業務についての業務範囲を明確にする等、依頼を受ける業務の内容及び

範囲を説明するものとする。

(本人訴訟の支援)

第6条 依頼者から裁判書類作成関係業務を受任するに際しては、簡裁訴訟代理等関係業務との相違点を依頼者に十分説明し、依頼者が適切に訴訟行為を遂行できるよう支援しなければならない。

(不利益の説明)

第7条 債務整理事件を受任するに際しては、依頼者に対し次に掲げるほか不利益が発生する可能性があることを説明するものとする。

- (1) 信用情報機関に事故登録される可能性があること
- (2) 破産の場合には法律等に定められた資格制限があること
- (3) 不動産の所有権を失う可能性があること
- (4) 自動車等の所有権が留保されている物件の占有を失う可能性があること
- (5) 保証人が残額の一括請求をされる可能性のあること

(報酬及び委任契約)

第8条 債務整理事件の受任するに際しては、依頼者に対し事件処理に係る報酬額又はその算定方法及び費用を明らかにした書面を提示したうえで、報酬に関して十分に説明しなければならない。

- 2 債務整理事件を受任したときは、受任する内容を明らかにした契約書を作成し、その内容を十分に説明したうえで、前項の報酬額又はその算定方法及び費用を明らかにした書面とともに依頼者に交付しなければならない。
- 3 依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を説明し、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与えたうえで、その意向を十分に考慮するものとする。

(偏った事件処理の禁止)

第9条 債務整理事件を処理するにあたっては、合理的な理由がないにもかかわらず、依頼者の他の債務の有無を聴取しないで、又は依頼者に他の債務があることを知りながら、過払金返還請求事件のみを処理するなどしてはならない。

(進捗状況の報告)

第10条 債務整理事件の処理にあたっては、依頼者に対し定期的又は必要に応じて進捗状況を報告しなければならない。

- 2 過払金の返還を受けるなど依頼者のために金員を受領した場合は、速やかに依頼者に報告しなければならない。
- 3 債務整理事件の処理が終了したときは、その経過及び結果を遅滞なく依頼者に報告しなければならない。

(預り金の管理)

第11条 債務整理事件を処理するうえで、積立金、過払い金、その他名目の如何にかか

わらず依頼者のために預り金を受領したときは、預り金専用口座を開設するなど、自己の金員と区別して管理しなければならない。

(費用・報酬の精算)

第12条 債務整理事件が終了したときは、遅滞なく、費用の精算をし依頼者から預かった書類及び依頼者のために取得又は受領した書類等を返還するものとする。

附 則

1 この指針の改正は、平成29年3月18日（理事会承認の日）から効力を生ずる。